

III 分野別人権施策の推進

○ 同和問題

本市において「奈良市部落差別等あらゆる差別をなくすことを目指す条例」や「『人権教育のための国連10年』奈良市行動計画」等を基にさまざまな人権問題について取り組んできた成果と課題をふまえ、市民一人ひとりが、同和問題を自分自身の課題として、その解決にむけて努力できるよう、あらゆる場を通じた人権教育・啓発を重点的に推進します。

30余年にわたる同和対策事業を推進してきた結果、生活環境においては地区改良事業、小集落事業、住宅改良事業等の実施により一定の成果が得られました。意識面では同和教育やさまざまな啓発事業を実施し、人権意識が高まってきました。

しかし、一方では差別意識は依然として存在しており、根強い偏見がなお克服されていない状況の中で差別落書き・差別投書・結婚差別などに加えて、近年、匿名性の高いインターネット利用による差別的な情報の発信も増加しています。全市民の同和問題に対する理解と認識を深めるとともに、関係機関・団体等と連携をより一層強化し、広域的に取り組んでいく必要があります。

ア 教育の推進

学校教育、保育活動において、「奈良市同和教育推進についての指針」、「奈良市同和保育推進についての基本指針」をふまえ、「子どもや地域の現実から教育課題をとらえること」を大切にしながら、すべての学校園で人権教育の深化と充実を図り、教育を受ける権利の保障や豊かな人間性をもった子どもを育成する取組を進めます。

また、これまでの同和教育の原点である「差別の現実に深く学ぶ」取組に基づいた教育内容の創造、参加体験型学習の充実、交流活動の推進などにむけた研究を引き続き進めます。そして各種研究団体等と連携しながら、部落差別を温存・助長しているものの見方や考え方を正すための取組をより積極的に展開していきます。

さらに、地域における人権教育を推進するために人権文化センター、公民館、児童館等で行われている地域活動の充実に努めます。

イ 啓発活動の推進

市民一人ひとりが、同和問題を自分自身の課題としてその解決にむけて努力できるよう、あらゆる場を通じて啓発活動を展開します。

そのためには、人権啓発センター・人権文化センターや関連施設及び学校園との連携を強化します。さらに、これまで取り組まれてきた啓発の成果をふまえ、より効果的で新たな手法や教材の開発を進めます。

また、職場の業務に関する問題を人権尊重という視点から見直しながら同和問題の解決及び人権の確立の方法を考え、市民啓発のリーダーとなれるよう研修内容や研修手法に工夫を加え市職員の資質向上と意識改革に努めます。

近年、増加しているインターネット上への差別書き込みなどについては、法務

局など関係機関・団体等と連携・協力し、ねたみ意識、忌避意識を解消するための取組に努めます。

ウ 人権文化センター活動の活性化

人権文化センターは、1999（平成11）年10月4日奈良市同和対策協議会における「隣保館の今後のあり方について」（提言）をふまえ、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決にむけて、人権啓発と住民交流の拠点、生涯学習を推進する拠点、地域福祉を支援する拠点ならびに人権文化を築くための広域的なコミュニティセンターとして位置づけられています。

人権文化センターでは、各種教室などの教育文化事業、高齢者や子どもなどを対象とした福祉活動、人権文化フェスタ・文化祭などの啓発活動、自立支援のための相談事業等、さらに地域における人権文化の創造を促進する活動を実施していきます。また、今まで果たしていた役割をふまえ、その周辺地域住民の主体的参加の促進を図ることはもとより、広く市民が参加でき、利用できるコミュニティセンターとして発展させるため、公共施設との連携を強化し、計画的かつ効果的な事業活動の推進に努めます。

エ 企業への取組

企業に対しては就職の機会均等を確保し、就職の促進を図るため、啓発活動を推進します。

さらに、差別のない明るい職場づくりを進めるため、公正採用選考人権啓発推進員の設置促進や、企業内研修の充実が図られるよう、奈良市企業人権教育推進協議会と連携して、企業への働きかけに努めます。

○ 女性

今日の女性を取り巻く環境は、男女平等をめざす世界的な流れのなかで、法制度面でも大きく整備され進展してきました。1975（昭和50）年の国際婦人年以來四半世紀にわたり女性差別撤廃をめぐる取組が行われ、2000（平成12）年6月ニューヨークで開催された国連特別総会「女性2000年会議」では、1995（平成7）年の北京行動綱領の成果を検討し、さらなる行動を求める文書が採択されました。わが国においても男女平等にむけての取組が進み、「男女共同参画社会基本法」が制定され、これに基づき法律や制度が整備されてきています。本市でも、「男女共同参画社会基本法」の制定後、「奈良市男女共同参画計画」を策定し、2003（平成15）年「奈良市男女共同参画条例」を制定しました。

そして、このような状況の中で、女性がさまざまな分野の職業に進出し、多様な社会活動と自立のための学習活動に参加するなど、活発な社会進出が見られるようになり、社会活動の場や自己実現のための情報や学習機会など多くの権利と条件が整ってきました。

しかし、依然として、女性に対する偏見や伝統的な社会通念、慣習及び制度が、女性の自立と社会参画を阻害する大きな要因となって、実質的な男女平等の確立を大きく妨げています。

このため、「男は仕事、女は家庭」というような固定的な性別役割分担意識を払拭し、男女がともに豊かで充実した日々が過ごせるような「男女共同参画社会」の実現をめざします。

ア 人権の尊重と男女共同参画への意識変革

「男女共同参画社会基本法」では、「男女の人権が尊重されることを旨として豊かで活力のある社会が形成されねばならない」としています。

そのためには、性による差別の解消をめざした男女平等教育を学校、社会、家庭などあらゆる場を通じて推進し、男女共同参画への意識変革をめざします。

また、ドメスティック・バイオレンスなど女性に対する暴力をなくすための啓発や、被害女性への支援に努めます。

イ 社会・家庭などあらゆる分野への男女共同参画の推進

男女平等社会を実現するため、政策や方針決定・実施の場における男女共同参画の推進が必要です。

そのため、女性が積極的に意思決定の場に参画する意識を高めるよう啓発を進めるとともに、審議会などへの登用を促進する積極的な施策の推進に努めます。

また、男性が地域活動や家事・育児への参画するよう啓発に努めます。

ウ 男女共同参画社会をめざす就業環境の整備

働く権利は、「女子差別撤廃条約」や憲法にうたわれている基本的権利です。

女性の経済的自立を促進するため、性別役割分担意識の払拭と、就業を継続できる制度の整備が必要です。

そのため、労働の場での男女平等を達成するよう、雇用主に積極的に働きかけるとともに、女性の職業能力開発支援等の施策を充実するよう努めます。

エ 女性の健康の増進と福祉の向上

女性が生涯にわたって健康で安定した生活を送るために、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念に基づき、生涯を通じた女性の健康を支援することが必要です。

そのために、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念が普及するよう啓発を進めるとともに、母子保健や心の健康対策を充実し、生涯にわたる健康教育や、高齢期の生きがいをづくりに努めます。

オ 伝統文化、環境保全、国際交流への男女共同参画

古くから続く伝統文化の慣習や偏見をジェンダーにとらわれない視点に立って見直し、性別役割分担等の固定観念や女性差別をなくすため啓発に努めます。

また、環境に優しいライフスタイルを提唱する環境保全活動への取り組みや国際交流による異文化に対する理解を深める等の活動を支援し、女性の積極的な社会参加を推進します。

カ 女性施策推進のための環境の整備・充実

「奈良市男女共同参画推進条例」及び「奈良市男女共同参画計画」に基づき、総合的な施策を市民とともに推進する体制を充実することが大切です。

そのためには、市民と行政が協力して取り組める体制を整え、さらなる男女共同参画計画の推進や幅広い学習・活動を行うための条件整備に努めます。

○ 子ども

子どもを権利の主体者として尊重し、「子どもの最善の利益」が保障されるよう、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」の理念・内容を周知徹底するとともに具体化にむけた取組を推進します。

家庭においては、「家族が社会の基礎的な集団であり、児童は家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべき」であることを保護者が自覚して親権を正しく行使しなければなりません。

そして、すべての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として人権が尊重される地域社会の実現をめざします。

子どもが権利の主体者であることの理解は進んでいると思われませんが、一方で、今日の混沌とした社会の中で、自分や他の人を「かけがえのない存在」ととらえられず、人とのつながりを拒み、苛立ち、攻撃し、他の人に思いを馳せることのできない状況が見られます。

また、子どもの権利を尊重するために必要な理念である「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことの認識が、保護者も含め、子どもたちを取り巻く社会の一部に欠けている面もうかがえます。

これらの状況をふまえ、一人ひとりが他の人と共により良く生きようとする態度や規範等を尊重する態度、人権問題を解決しようとする実践的な行動力を身につけることが必要です。

いじめや暴力行為は、許しがたい人権侵害です。子どもたちに命の尊さを教え、自他の人権を尊重する心と態度を育てていくことが重要です。そのためには、日常生活において子どもたちに深くかかわっている学校や保護者ならびに地域との連携が必要です。

児童虐待については、地域・行政等の関係機関・団体が連携を強化し、近年の相談件数の急増に迅速かつ適切に対応できる相談支援体制の充実を図る必要があります。

さらに、子どもたちを取り巻く多種多様な問題は、携帯電話やインターネットの普及により、家庭・学校・地域社会だけでなく広範囲において、社会的な風潮や状況などの要因が複雑に絡み合いながらおこっています。とりわけ、凶悪事件や薬物乱用などは、子どもたちに深刻な影響を与えることから、対応が課題となっています。

ア 人権が尊重される保育・教育の充実

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎づくりの重要な時期です。このことから、乳幼児の人権が尊重され、一人ひとりがそれぞれのもつ可能性を十分発揮できるよう教育、医療、福祉等にかかわる関係機関・団体が連携を図っていきます。また、次世代を担う子どもたちがすこやかに育つ環境を整えるよう努めます。

保育園においては、「奈良市同和保育推進についての基本指針」の理念を尊重し、人権保育をより一層充実、発展させるため、保育内容や保育方法のあり方について検討を重ね、職場研修を実施し、保育士の資質の向上に努めます。

学校・幼稚園においては、幼児・児童・生徒の人権に十分配慮し、一人ひとりの個性を尊重しながら、子どもたちが自己実現の喜びを実感できる活力のある学校・幼稚園づくりを推進します。

イ いじめ問題等への取組

いじめ、不登校や校内暴力等の問題は、児童生徒の人権にかかわる重大な問題であるとの認識に立ち、学校現場においては早期発見・早期解決に努めます。また、「奈良市いじめ問題対策委員会」において、それらのさまざまな問題について学校だけでなく、家庭や地域社会、関係機関・団体との連携を積極的に図り、その解決にむけた取組を進めていきます。

ウ 健全育成にむけての取組

子どもたちを巻き込んだ凶悪・粗暴な事件の多発や覚醒剤などの薬物乱用、児童生徒にかかわる性の商品化などの防止にむけ、家庭や地域社会、関係機関・団体との連携を推進します。これらの連携を通し、街頭指導の強化や情報交換を図りながら、インターネットや凶書などにおける有害情報の規制にむけた環境浄化や非行防止など、子どもの健全育成に取り組みます。

さらに、自然や生活、職業等の多様な体験活動やボランティア等の社会奉仕活動の場を提供することにより、自他を大切にす精神や責任ある社会人としての成長を促し、心身ともに健康で心豊かな子どもの育成をめざします。また、子どもたちを取り巻く家庭や地域の教育力の向上をめざし、学校や社会教育・福祉施設等での学習機会や学習情報の提供を行い、地域全体で子どもを育てる安全・安心な環境整備に努めます。

エ 安全対策の充実

学校園の危機管理体制を充実するとともに、警察等関係機関との連携強化により、不審者等に関する情報を学校・家庭・地域社会で共有する体制の一層の充実を図ります。また、毎月17日を「子ども安全の日」に定め、行政と地域コミュニティの協働による子どもたちの安全確保に取り組み、安全で安心なまちづくりを推進します。

オ 教育相談体制の充実

いじめ、不登校などといった問題についての対処や子育てに対する支援を図るため、スクールカウンセラーの配置や各種相談事業などを実施しています。さらに、複雑、多様化する問題に対応できるよう関係機関との密接な連携を図ることで、相談体制のより一層の充実に努めます。

カ 放課後児童対策の充実

昼間に保護者などのいない家庭の小学校児童に対しては、放課後児童健全育成事業として、バンビーホームが、学校生活と家庭生活を結ぶ役割を果たしながら児童の健全育成に努めます。また、指導員については、研修及び日々の自己研鑽により、指導員としての資質の向上に一層努めます。

キ 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の予防・発見・再発防止を図るため、こども家庭相談センター、医療機関、民生児童委員協議会連合会、警察署等の各関係機関が連携し、子どもたちを虐待から守るため設立した「奈良市児童虐待防止ネットワーク」を中心に、その早期発見・予防につながる情報の収集や交換を行い、適切な相談や支援の体制を構築するとともに、児童虐待防止の啓発に努めます。

○ 高齢者

今日、私たちが豊かな生活を送ることができるのは、高齢者が長年社会のために尽くしていただいたおかげです。高齢者が人として尊ばれ、社会の一員として生涯にわたって健やかで心豊かに暮らせる社会の実現をめざします。

日本の高齢化は、世界に類を見ない速さで進行し、今後も更に高齢化が進むと推測されます。また、家族構成においては核家族化が進むとともに、高齢者だけの世帯やひとり暮らしの世帯が増えています。こういった状況は、高齢者とその家族及び地域での人間関係が希薄となり、高齢者に対する偏見や虐待などに発展し問題となっています。そのため本市では、高齢者を取り巻く社会環境の変化に対応するよう、保健・福祉サービスと介護サービスを組み合わせた、高齢者の自立生活にむけた総合的な計画「奈良市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者の積極的な社会参加を支援する等の諸施策や、介護保険制度の円滑な推進を図ります。

一方、「自立支援」、「尊厳の保持」を基本理念とした介護保険制度は、2005（平成17）年の「介護保険法」改正により持続可能な介護保険制度の構築をめざしています。しかし、制度の組み立てが複雑なため、高齢者すべてに理解と認識が行きわたっているとは言いがたい現状です。

介護問題は、老後生活の最大の不安要因となっており、介護をめぐる家族間の不和、虐待、人格軽視といった社会問題も増加しています。高齢者が、個人の権利と尊厳を得ながら社会の一員として参画することが重要であり、安心して福祉サービスを利用できるよう権利擁護に努める必要があります。

今後、65歳以上の高齢者層の増大により、寝たきりやひとり暮らしの認知症など要介護となる高齢者が増加することが予想されます。特に、急速に増加する認知症の方に対する取組や虐待に対する早期発見・相談、支援体制の整備を図らなければなりません。

また、高齢者に対する固定観念や誤った先入観を改め、高齢者も社会を支える重要な一員となり、住民相互が支え合う地域社会の形成にむけた拠点の整備等に積極的に取り組み、健康でいきいきとした高齢社会を実現できるような生きがいつくりの支援や活動の場の確保が必要です。

ア 生きがいつくり事業の充実

高齢者の自立を支援し、健康で生きがいのある生活、社会参加や自己の実現を促進するための介護予防事業や健康づくり事業を積極的に実施します。

家に閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者等に対しては、老春の家・老人憩いの家・生涯学習センター・公民館・人権文化センター等の公的施設を活用し、社会的孤立感の解消及び自立生活を支援するための事業を推進します。

イ 教育・啓発の推進

高齢者が、これまで培ってきた豊富な知識や経験を十分に活かし、地域社会の中でいきいき暮らすためには、すべての市民が「高齢者とともに歩むまち奈良」宣言の趣旨をふまえ行動するように、市民意識の高揚に努めることが必要です。特に、9月の「福祉月間」においてはさまざまな事業を実施し、教育・啓発活動

の強化に努めます。

介護保険制度については、高齢者の安心を支える制度として定着するよう啓発推進に努めます。

また、高齢者の健康寿命の延伸をめざし、「奈良市21健康づくり計画」に基づき、地域社会全体で健康増進に取り組む運動を進めます。

ウ 自立と社会参加の支援

人口の高齢化に伴い、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者が増加しています。

高齢者が長年にわたり培ってきた知識、豊かな経験と能力を活かし、地域社会に貢献することができる機会を提供していくとともに、高齢者の自立を支援し、生きがいのある生活が送れるよう、「奈良市地域福祉計画」に基づくまちづくりを進め、高齢者の社会参加を促進します。

エ 権利擁護の充実

高齢者が住み慣れたまちで自立した生活を送ることができる社会環境整備は、重要な課題です。また、ひとり暮らしや認知症、障がいのある高齢者が、財産や金銭をだまし取られるといった事例、暴力や虐待を受ける事例も多く発生しています。

高齢者が人としての尊厳を保ちながら穏やかな生活をすごせるよう、虐待防止や認知症高齢者徘徊防止事業の構築・運営を図るとともに、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の普及を図ることにより、高齢者の尊厳を支える支援体制の確立に努めます。

○ 障がい者

すべての人が、障がいの有無に関わらず、家庭や地域で日常生活ができる社会の実現をめざすノーマライゼーションの理念を定着させ、市民がたがいに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできるまちづくりに努めます。

障がいのある人には、物理的障壁（バリア）や障がい・障がい者に対する認識不足による偏見のため、本人や家族が教育・就労・結婚での差別を受けるといった社会的障壁があり、自立や社会参加を妨げています。

本市においては、ノーマライゼーションの理念の実現をめざして、「障害者自立支援法」に基づく障害福祉計画として位置づけた「奈良市障害者福祉基本計画」を策定し、施策を推進します。また、障がいのある人の能力と適性に応じた自立と社会参加の促進には、障がい者が安心して暮らせるように、地域の理解と支援の環境づくり、及び権利擁護の取組が必要です。

学校教育では、LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥／多動性障害）・高機能自閉症等の特別な教育的支援を必要とする子どもたちを含んだ障がいのある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた、きめ細かな教育を推進する必要があります。

障がいの有無にかかわらず、たがいに尊重し共に支え合う社会の実現のため、教育・啓発を推進する必要があります。

ア ふれあいのまちづくり

障がいのある人の各種スポーツ活動、文化活動、イベント等により障がいのある人となない人がふれあえる機会を充実させます。こうした取組により相互理解を深め、すべての市民が、障がいの有無にかかわらず、たがいに人格と個性を尊重し共に支え合うように意識の高揚を図ります。

地域福祉活動については、行政と企業等を含めた地域が協働して、活動が積極的に取り組まれることをめざし、人材や拠点など活動の基盤となる諸条件の整備・充実のための積極的な支援強化に努めます。

イ 啓発活動の推進

障がいに対する差別や偏見を解消し、障がいの有無にかかわらず、たがいに人格と個性を尊重し、共に支え合うように、「障害者週間」（12月3日～9日）などの機会を通じて、「しみんだより」での広報やパネル展示等、あらゆる機会をとらえて啓発活動を推進します。

ウ 教育の推進

障がいのある子どもたちが、幼児期、義務教育期にわたり適切な教育が受けられるように教育環境の整備を図ります。

一人ひとりの状況にあわせた多様できめ細かい対応のために、支援が必要と思われる子どもについて協議する校内委員会の設置や、支援を具体化していく特別支援教育コーディネーター（教員）の養成に努めます。さらに、教職員への研修を計画的に実施し、資質の向上に努めます。

障がいに関する正しい理解を深めるための教育については、幼少時からの継続的な取組が重要であることから、学校園での障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒との交流及び共同学習を、計画的に推進します。

障がいのある幼児・児童・生徒及び保護者に対する教育相談を適切に進めるため、関係機関と連携を図り、相談体制のより一層の充実に努めます。

エ 自立・社会参加の支援

自立支援については、就業の問題が大きな課題となります。本市に設置されている障害者就業・生活支援センターの運営面について充実に努めるとともに、関係機関や民間企業との連携を深め、より多くの障がい者が働くことを通して社会に参加し、かつ経済的にも自立できる社会基盤づくりに努めます。

また、医療、生活、就業等に関することの相談体制の充実に努めます。

さらに、広範な社会活動への参加を促すため、手話通訳者の派遣などの支援を引き続き行い、福祉施策の充実に努め、自立・社会参加を促進します。あわせて、公共施設や利用者の多い建物のバリアフリー化の取組を進め、障がい者をはじめ、だれもが安心して気軽に外出ができる福祉のまちづくりに努めます。

オ 権利擁護の充実

さまざまな問題に対処するために、金銭管理など権利侵害の救済や予防などの取組を相談支援機関などと連携しながら進め、成年後見人制度の利用促進を図ります。障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、権利擁護に関する支援体制の強化に努めます。

○ 外国人

奈良市は、国際文化観光都市として、多くの外国人観光客が訪れています。外国人の姿を見かけることは、ごく日常的な風景となっています。その意味では、国際交流の条件に恵まれたまちです。

こうした条件の下、異文化理解や多文化共生の重要性についての認識を高め、市民の国際理解を促進するとともに、多様な文化・習慣・価値観等を尊重し、民族や国籍を越えて人として尊重し合い、あらゆる人々の人権が保障され共に生きる社会の実現に努めます。

2006（平成18）年9月1日現在、本市外国人登録者数は、66カ国、2,930人となり、国際化の進展に伴い、国籍の数が増えつつあります。このうち約43%を占める韓国・朝鮮籍の方の多くは、歴史的な経緯によって第二次世界大戦以前から住んでいる人々とその子孫となっています。しかし、戦後半世紀以上を経て、なお、差別落書きの事象に見られるように、在日韓国・朝鮮人に対する差別や偏見は依然として存在します。

また、通過型の外国人観光客とは異なり、長期滞在者や日本人の配偶者等として定住者となる外国人も増え、異文化への理解や多文化の共生といった内なる国際化の課題が浮上してきました。

このような状況で、異なる国籍、文化的背景、価値観等をもつ人々が、共生するには、無理解、差別や偏見などから生じるさまざまな問題を解決する方法を模索するのみならず、違いや多様性を認め合いながら、おたがいを尊重していかなければなりません。

ア 教育・啓発活動の推進

在日外国人教育、国際理解教育を推進するとともに、在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国人に対する差別や偏見を解消するため、たがいの国の生活や文化などについて正しい理解と、歴史認識の醸成を図る教育・啓発の充実に努めます。

また、「在日外国人幼児児童生徒に関する指導指針」の理念に基づき、すべての子どもたちがおたがいの文化の違いを尊重し、認め合える社会の実現をめざします。

さらに、外国人問題の歴史的経緯、現状と課題についての認識を深め、解決にむけた実践につなげるために、教職員の資質向上にむけた研修の充実に努めます。

イ 国際理解の推進

市民一人ひとりの外国人に対する差別意識や偏見を解消し、宗教、文化、価値観等の違いに寛容で、それを尊重できる人権意識を育てるため、さまざまな機会を通じて啓発に努めるとともに、NPO等との協働により、外国人との交流の場を設け、異文化体験や異文化理解を促進していきます。

ウ 生活情報等の提供

日常生活を送るために十分な日本語を習得していない外国人に、地域社会で生活していく上で必要な情報を提供するため通訳ボランティア制度の創設や外国人に対する相談システムの整備、公共施設での外国語表記など、外国人が住みやす

い環境づくりの推進に努めます。

エ 日本語教育の推進

日本で居住し、生活する外国人にとっては、生活言語としての日本語の習得が極めて重要であるとの認識のもと、民間団体と連携しながら、日本語の基礎を学習する機会の支援に努めます。

学校において日本語教育が必要な児童生徒に対しては、日本語指導講師の派遣等を通じて日本語指導の充実に努めます。

オ 就職の機会均等の確保

風評や偏見によって、就労の機会が奪われることのないよう、企業や公正採用選考人権啓発推進員に対し、外国人の就職の機会均等を確保するよう啓発に努めます。

カ 厚生援護・住宅問題への取組

保健・福祉分野における制度について外国人が不利益を被らないよう、制度の周知に努めます。

住宅の入居に関しては、外国人であるという理由で入居を拒んだり、制限したりすることがないよう、啓発に努めます。

○ HIV感染者、エイズ患者・ハンセン病患者等

市民に対して感染症等についての正しい知識の普及・啓発を図るとともに、HIV感染の防止対策として、保健所等における検査・相談体制の充実に努めます。また、感染者等が社会の構成員として地域社会で生活しやすい環境の整備に努めます。

エイズやハンセン病をはじめとした感染症に対する市民の認識はまだまだ不十分であり、現実に感染症患者・元患者や家族に対する差別や偏見が見られます。

また、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興などにより、市民の不安から人権侵害を起こす可能性は今後も十分考えられます。

そこで人権侵害をなくすため、病気や感染症に関する正しい情報の提供など啓発に努めるとともに、感染症患者・元患者や家族が安心して生活できる社会を実現していく取組が必要です。

ア 学校教育の充実

近年、HIV感染者は継続的に増加している傾向にあり、特に20代、30代の若い世代を中心に感染の拡大が進んでいます。感染経路別に見ると性的接触による感染がほとんどを占めることから、性行動の早期化、活発化の傾向が感染のリスクを増加させていることが指摘されています。

学校教育においては、感染症と感染予防に対する正しい理解と認識を深めるため、指導方法や教材の開発工夫等を行い、学校、家庭、地域が連携しながら保健指導の充実や教職員の研修に努めます。

イ 啓発活動の推進

感染症患者・元患者及びその家族に対する差別や偏見をなくし、人間としての尊厳と自由を認め合い、共に生きる社会をつくるため、エイズやハンセン病等に関する正しい知識と理解を深める啓発活動の推進を図ります。特に若年層に対するエイズの正しい知識の普及啓発をこれまで以上に進めていくとともに、「世界エイズデー」など、さまざまな機会をとらえた啓発活動の充実を図ります。

特に、ハンセン病については、治癒した後も無理解と偏見により忌避される事象も生じていることから、なお一層の啓発に努めます。

ウ 検査・相談体制の充実

エイズについては、プライバシーに配慮しながら保健所等における検査・相談体制の充実と市民への周知を図ります。

感染症患者に対しては、相談・支援の充実に努めます。

エ 医療・福祉等関係者の研修

医療・福祉等関係者に対し、患者等のプライバシーの保護や人権を尊重するための研修会及び感染症に対する正しい知識を普及するための研修会を実施します。

○ さまざまな課題

先に掲げたもののほか、社会情勢の変化などに伴い、人権に関するさまざまな課題が発生しています。

【アイヌの人々】

アイヌの人々は、東北地方の北部や北海道を中心に先住していた民族であり、独自の伝統や文化を発展させてきました。

しかし、これまでその伝統や文化に対する十分な知識の普及及び啓発が図られていない状況にあり、1997（平成9）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されています。

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るため、民族の伝統や文化に対する正しい理解と認識が普及するよう啓発が必要です。

【刑を終えて出所した人】

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見は、地域社会や職場においても根強く残っています。そのために、刑を終えた人が住み慣れた地域を離れざるを得なかったり、なかなか就労ができなかったりする事例が多くあります。刑を終えて社会の一員として立ち直ろうとする時には、本人の強い意志や行政機関の働きかけだけでなく、家族や職場、地域社会の理解と協力が不可欠です。

【犯罪被害者等】

犯罪が、被害者に対する重大な人権侵害であることは当然ですが、プライバシーの侵害や名誉毀損となるようなマスメディアの行き過ぎた報道、過剰な取材による日常生活の平穏を乱す問題等、あるいは被害自体による経済的困窮など、被害後に生じる二次的な被害によって被害を受けた方がさらに苦しめられているという状況があります。

【帰国した中国残留邦人とその家族】

1994（平成6）年に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」が制定されましたが、国による総合的な施策の策定がなされていないこともあり、居住、就労、医療、日本語習得、子どもの教育等、多くの課題が残っています。

【性同一性障がい者等】

性同一性障がいとは、生まれながらの自分の心の性と体の性が一致せず、その食い違いに苦しむ状態をいいます。現在、認知はされつつも、まだまだ社会の理解は得られてはいません。そのため、外見と戸籍上の性別の不一致によるさまざまな偏見や差別を受け、精神的な苦痛を受けています。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の関連答申である「人権救済の在り方について」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」においては、「性同一性障害を有する人の差別を解消し、人権の擁護に資すること」をうたっているにもかかわらず、当事者は社会参加が困難な状況におかれています。また、同性愛など性的指向に関わる偏見や差別の問題も生じています。

【今日的な課題】

現代の情報化社会においては、行政、民間を問わず年齢や家族構成などの個人情報漏えいしたり、それらが商品化されて不正に取り扱われるという問題が発生しています。それらの情報は、差別的な行為につながる身元調査などに悪用されている場合があります。

一方、インターネットを利用する人の急激な増加に伴って、さまざまな情報に接することが簡単にできるようになり、個人の意見なども不特定多数の人々に発信できるようになりました。しかし、インターネットのもつ匿名性を悪用し、他人への誹謗中傷やプライバシーの侵害などが一方的に繰り返されるといふ新たな人権問題が生じています。

これらのさまざまな人権課題については、社会的な認知度が低いことから、人権課題として正しく理解され、早急に解決が図られるよう、積極的に教育・啓発活動を推進していきます。

また、意識面だけでなく、実際の社会生活にかかわる課題についても可能な面から支援に努めます。